

## 島本町教育委員会 会議録（令和6年第9回 定例会）

日 時	令和6年8月6日（火） 午前9時30分 ～ 午前10時13分
場 所	島本町役場地階 第五会議室
出 席 者	横山寛教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長、南田篤志次長 （教育総務課）三代剛課長、上月健史参事、佐々木桃果 （教育推進課）岡澤潤課長兼教育センター所長、吉田裕亮参事、杉谷久彌参事 （子育て支援課）三宅拓也課長 （生涯学習課）坂元貴行課長兼体育館長
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	細見知子教育委員
委 員	
議 題	第35号議案 令和6年度教育費補正予算（案）について 第36号議案 令和5年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について
議 決 事 項	第35号議案、第36号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者0名

教育長

本日、細見教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。定数を満たしておりますので、令和6年第9回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録確認委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、高岡教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、高岡教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、第35号議案「令和6年度教育費補正予算(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第35号議案「令和6年度教育費補正予算(案)について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号に該当するため、議決を求めるものでございます。

それでは、まず、教育総務課所管分の補正予算から御説明いたします。

議案資料3ページをお開きください。

始めに、歳入でございます。

節(説明)の欄の2行目、教育総務費補助金、スクールサポートスタッフ配置事業費補助金158万2千円の増額につきましては、教員の業務支援を図り、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的として、小・中学校に配置する校務員に係る補助金が本年度も交付決定されたことによるものでございます。

議案資料4ページを御覧ください。

次に、下段の債務負担行為(設定)でございます。

今回、2件の債務負担行為を設定しております。

設定理由といたしまして、令和7年度当初から直ちに業務を開始できるよう、本年度中に契約を締結する必要があるため設定するもので

ございます。

教育総務課所管分については、以上でございます。

子育て支援課長 続きまして、子育て支援課所管分について、御説明申し上げます。

資料3 ページを御覧ください。

「歳入」でございます。

「節（説明）」の「過年度国庫支出金（過年度幼稚園費国庫負担金）」28万5千円及び「過年度府支出金（過年度幼稚園費府負担金）」29万5千円につきましては、令和4年度分の施設等利用給付費負担金及び令和5年度分の施設型給付費負担金の実績確定に伴う追加交付となっております。

子育て支援課所管分につきましては、以上でございます。

生涯学習課長 それでは引き続きまして、生涯学習課所管分について御説明いたします。

資料3 ページをお開きください。

「歳入」でございます。

「節（説明）」の「社会教育費補助金（埋蔵文化財緊急調査費補助金）」216万1千円でございます。

当初見込みより開発行為等に伴う埋蔵文化財の調査が多くなったことから、国庫補助金として、今回増額する歳出の2分の1にあたる額を申請するため、予算要求するものでございます。

続いて、資料4 ページを御覧ください。

一番上の歳出でございます。

歳出内訳説明書の事業名：文化財保護事業、節：委託料、細節：事務等委託料432万3千円でございます。

本予算は、文化財保護法及び本町の文化財保護条例に基づいて届出をされたものに対し、試掘調査や確認調査などが必要となった場合の費用を計上しているものでございます。当初予算として、6件分の調査費用を見込んでおりましたが、現時点ですでに11件の調査を実施若しくは実施予定となっており、うち7件で本町が重機等を用意して行う作業となったため、予算が不足することとなりました。そこで、本年度や昨年度の件数を参考として、新たに9件分の予算432万3

千円を要求させていただくものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

1つ目は3ページのスクールサポートスタッフの件です。今どういう仕事をされているのかということと、何名配置されているのかというのをお聞きしたいです。

それから2つ目は、社会教育費補助の埋蔵文化の緊急調査なんですけど、9件の調査があるというふうに今お伺いしました。その9件分というのはここを調査したらいいというのが誰から上がってきてるのかということと、それから今はどこの調査をされているのかを教えてくださいましたら助かります。

教育総務課参事

まず1点目の御質問、スクールサポートスタッフに関するお尋ねでございます。スクールサポートスタッフにつきましては、学校校務員として今1校に2名です。基本的に2.5日ずつということで、1日あたりは1人の配置になるんですけども、2名で2.5日ずつ週1回1人の配置になっております。業務といたしましては教員の業務支援といたしまして、例えば印刷のフォローですとか、庁舎内と学校との文書の通送と、あとはその他として簡単な学校の修繕と雑務に関するところを基本的には担っていただいているというところでございます。以上でございます。

生涯学習課長

それでは2件目の社会教育費の件について御説明申し上げます。まず埋蔵文化財調査につきましては、開発によって破壊される場所の記録保存を行うための発掘調査と、開発の前に文化財の詳細や範囲は正確に把握するために行う確認調査や試掘調査がございます。

今回の補正予算として挙げさせていただいているのが後者の確認調査や試掘調査の方になります。

これらにつきましては、それぞれ開発をされる事業者さん、若しくは個人さんがいらっしゃいますので、そういったところから届け出を出していただきまして、その内容を確認いたしまして、我々の方で、

例えば、近くの遺跡で重要な遺構が出てきているのでここも少し一度掘らせていただくような調査をさせていただきたい、というようなことを所有者さんともお話をさせていただいた上で、試掘調査というものを行わせていただいておりますので、届出は誰から、ということになりますと、開発事業者さんでありますとか、その住宅を建てようとしている個人さん、そういったところになってまいります。

それから、今どこの調査をしているか、ということでございますけれども、本年度9件調査をしておりますけれども、そのほとんどが広瀬遺跡といいまして、広瀬地域の住宅開発に伴うものが大半でございます。1件これからの調査にはなりますけれども、高浜地域で、こちらは埋蔵文化財の包蔵地外にはなるんですけれども調査を行う予定としておりまして、今年度に関しましては広瀬遺跡が8件、それから包蔵地外の高浜が1件で合計9件というような形になっております。以上でございます。

教育委員

今の関連なんですけれども、重機等の町負担とそうでないのとの違いは何になるのか教えていただければ有り難いです。

生涯学習課長

町負担かそうでないかというところの違いということでございますが、まず1点、先ほど申し上げました開発によって破壊される遺跡などの記録保存を行う発掘調査というものがございまして、こちらに関しては基本原則として原因者負担となります。先ほど申し上げました開発の前に文化財の所在とか範囲、こういったものを正確に把握するために行う確認調査や試掘調査、これに関しましては国庫補助金を受けまして2分の1国庫補助金がございまして、その残額の2分の1を市町村が負担することとなっております。

ただ、この確認調査、試掘調査につきましても、所有者さんの御意向で、例えば早くしてほしいであるとか、国庫補助金の交付決定前にちょっとどうしてもやりたいんだというような御事情がございまして、所有者さんの方で重機を用意されるケースもございますので、今年度9件調査の方は実施若しくは実施予定としておりますけれども、うち2件は所有者さんの方で重機の負担をしていただいておりますので、本町で負担したものは7件、ただ、これに関しましては本年度の予算

額をもうほぼ使い切ってるような状況になりますので、今回補正予算をお願いする、というような形になっております。以上でございます。

教育委員

オンライン学習による英語コミュニケーションの件なんですけども、5月に視察に行かせていただいたときに、中学校の生徒さんがオンラインをしている様子見て、とてもいいよねという話になりました。今回の額、来年度に向けてのこの額なんですけども、これは今年度と同じ規模なのか、あるいは少し拡大されているのかとか、そういったことをお聞きできれば有り難いなと思います。

教育総務課長

まず前年度比較でございますけれども、限度額につきましては今回1,155万6千円設定させていただいています。前年度約900万設定をさせていただきましてプロポーザルにて約800万の契約を締結したところでございます。今回も下半期においてプロポーザルをして業者選定してまいりますので、その結果によってはこの限度額よりかは安価になるであろうと考えております。以上でございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第36号議案「令和5年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課長

それでは、第36号議案「令和5年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第20号に該当するため、議決を求めるものでございます。

それでは、資料7ページ以降の点検・評価に係る結果報告について御説明いたします。

点検・評価に係る結果報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と定められておりますことから、行うものでございます。

点検・評価の実施に当たりましては、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る」こととなっているため、2名の学識の先生からの御意見、御助言をいただいております。お一人は昨年度に引き続き大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学図書館の川窪和子副館長、もう一人が今回新たに武庫川女子大学の長井勘治特任教授から、それぞれ有識者の立場から御助言を頂いております。

頂いた助言等につきましては、今後の教育・保育に係る施策や重点目標の設定に当たりまして、現行施策の見直しを含めて検討し、反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、作成しました点検・評価結果報告書につきましては、町議会9月定例会議における報告の後、町ホームページを通じて住民の皆様にも公表する予定といたしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

まず11ページから12ページの進路学習云々とか、それから入学、進学した者の数とかいろいろ、不登校生徒が載ってるんですけども、近年、ちょっとここから外れるかも分からないですけども、中学生の進路先について私が知りうる限り通信制の方に広がってきているということが数字のデータとしてもかなり言われているんですけども、島本町はどういうふうに今なってるのか、専修学校は不登校のところだけはなしなんですけども、通信制も我々の今までの認識でいくと不

登校の子どもさんが割と行かれるということであったんですけども、最近はそうではなくなってきたということなんですが、その辺の実態がもし分かれば教えていただければと思います。

教育推進課参事

こちらの方では通信制の高校というところでは提唱していないんですけども、確かに進路状況調査を確認いたしますと、申請を受けている子どもたちが非常に多いかなという認識をしております。ただ、委員おっしゃられるように、その全てを調べていくと不登校の子が通信制ということではなくて、1つのやりたいことがある中で通信制というような選択をする子どもたちも増えてきているという実態はあるかなと認識しております。以上です。

教育委員

私は今日いただいた新しいものの一番最後のページ、60ページ61ページの川窪先生からの御意見というところですか。まず右のところ、文化財保護の推進のところなんですけども、将来的にはデジタルアーカイブの構築も検討されてはと願います、というふうに書いてあるところ、それからそれとちょっと似た感じなんですけども、61ページの上の方の「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を見据えた方針、というところ、多様な子どもたちの読書機会の確保、というところとちょっと重なるかもしれないんですけども、やはり高齢化が進んでくると、それからまた核家族で子育てをしている方なんかは、なかなか子どもを連れて一極集中のような、文化財はここ、図書館はここ、というふうなところになかなか足を運ぶ機会というのも少ないのではないかなというふうには考えています。ですので、このデジタルアーカイブというのもとても家にいながら見れたりもしますので有効かなというふうに思いますし、それから、よそではされてるかもしれないけど、移動の図書館とかいうこともあるかな、というふうには思うんですが、こちら辺、先生からの御意見のところでも検討されてはいかがですか、というふうには書いてますが、こちら辺はどのようにお考えでしょうか。

生涯学習課長

まず文化財関係のデジタルアーカイブについてでございます。こちらもちろん資料をデジタル化して、いろんな人に見ていただくということが、利便性といいますか、もちろんその資料そのものの価値も

高めるものであり、我々としても検討というところはあるんですが、ただ、まずはこういった西田家文書、それから藤井家文書、今回調査いたしました文書に関しましては、デジタルアーカイブの前の目録化といひまして、どういう文章がどういうふうにくつあるのか、というようなところをまずさせていただいております。そういったところで、まずこういった御利用があるのかというところを見極めながら、デジタルアーカイブ化するべきかどうかというところを少し検討させていただきたいなというふうに考えておひまして、あまり利用されないものをアーカイブにしても、というところはもちろんござひますので、そのあたりはきちんとこれからの利用状況、こういった文書があります、というところをまずデジタルで見させていただいて、その中でこういうのを使いたいというお声がたくさんあるようなことがござひましたら、アーカイブ化というところももちろん検討していくというところで考えておひます。

図書館についてなんですけれども、国の方もいわゆるデジタル化して貸し出しであったりとか、そういったことも考えておられるようにはあるんですけれども、なかなか技術的にまだこれから検討段階というような状況ではござひます。移動図書館というわけではないですけども、やはり今のところは来ていただいて貸し出ししているというような状況です。逆に返す方といたしまして、1つは利便性の向上ということで、今ブックポストを島本駅とそれから水無瀬駅、こちらの方に設置させていただくということも進めさせていただいております、如何せん狭い街の中ではありますけれども、皆さんに図書館の資料を使っただけのように、まずは来ていただくというところに重点を置きながら、今後デジタル化という、書籍のデジタル化というのも様々な課題もコピー問題とかもござひますので、そういったところも国の動きを見ながら図書館の方で今後も調査研究させていただきたいというふうに考えておひます。以上でござひます。

教育委員

続いてなんですけど、同じところでその下の多言語のお話会、異文化に触れる展示というところ、数が少なくて分からないですけど開催されていないということなんですけど、島本町は多言語の方が少ないとい

うことなのか、それとも多いんだけどもそこあまり利用されないのかというのは、お分かりであれば教えていただきたいです。

生涯学習課長

多言語のおはなし会につきましては、参加者等の関係で昨年度は実施してないと聞いておるんですが、多言語の方がどのくらいいらっしゃるかというところは我々の方で把握はしておりませんが、一定国際交流であったりとか、そういった町の方でも人権文化センターで事業などはしておられますので、そういったところといろいろお話をしながら、図書館でもどういった事業がいいのかというところを考えながらさせていただいているところではございます。新規事業を1年で止めているというところはまだ今後の検討は必要かなと考えておりますけれども、皆さんに図書館、多様な方に来ていただけるような取組みというのは今後も続けていきたいと考えております。すいません、数字がないところでの答えになるので抽象的ではございますけれども以上でございます。

教育委員

今、図書館関係のこともお話にあがりましたのでそれに関わってお聞きしたいんですけども、例えば、今日のこの会議全体としての通し番号の14ページ、報告書の6ページのところに学校図書館や町立図書館を積極的に活用し、ということで、令和5年度の目標の(6)番にあります。町立図書館ですので一般の町民の方も利用される図書館ということで、今お答えいただいたようにおそらく生涯学習館の御管轄なのかなと思うんですけども、そこにもう一方で学校図書館との連携を、というふうになると、推進課さんになるのか分からないんですけど、その辺りの町立図書館と学校の図書館、教員からすると図書室と言ってますが、図書室との連携の具合がどんなふうに進んでいるのかとか、それから、この後、探究学習を、ということでも出てきますけど、探究学習、新しい指導要領に向けておそらく1つのキーワードになってくるかと思うんですが、それをどんどん進めていくときに、ICT化を進めていって子どもたちがタブレットで調べていくんだと言ってもおそらく限界があったり、あるいは実際、書籍、本で調べる方が子どもにとって、特に小学生の場合はその方がいいような場合もあろうかと思うんですね。ですので、町立の図書館と学校

の図書館、図書室との連携の具合を少し具体的に教えていただけたら有り難いなと思っております。

教育推進課参事

まず、町立図書館と学校図書館の連携についてなんですけれども、学校図書館は連絡会を定期的を開催しておりまして、そちらには図書館の担当者、館長さんが出席していただきまして、そちらで綿密な連携ということを努めております。各校への指導事項といたしましては、読書センターということだけではなく、もちろん教育センター、情報センター、図書館、他の目的もしっかり学校で果たしてほしい、授業で参画であったりですとか、そちらに関する事もしっかり考えていくようにこちらからもしておりますし、点検評価のコメントもいただいておりますが逡送を使つての学校図書館の本の貸し出しであったりですとか、そちらも非常に教育活動の一環として有効だと理解しておりますので、今後そちらに関してはしっかり指導していきたいなと考えております。以上です。

教育委員

密に連携していただいているということでもとても安心しました。いわゆる変な言い方ですけど、普通の学校の先生が学校の図書室じゃなくて図書館にこんな本ないのかな、みたいなことがお気軽に聞けて、それならこんなんありますよ、と情報提供していただけるような、そんな体制が組まれていくと嬉しいなと思います。以上です。

教育委員

ちょっと細かいことなんですけど、これ6ページになるんでしょうか、指示事項のところの(6)番です、C B Tシステムとか言葉が載ってるんですけど、一般の方々に御覧になっていただけるとすると、この内容が何なのかというのが今度8ページの方に括弧書きでされているんですけども、もしこう書かれるのであれば、前にしていただいた方が保護者の方とか一般の方は分かりやすいのかなというふうに思いました、ということも1つと、それから大学の先生がおっしゃっていたように、目標と、それから指示事項と実施内容の番号の対応が可能な限り対応されてる方が、やっぱり読みやすいなというふうに感じました、ということが1つあります。それから11ページなんですけれども、評価のところの(3)番ですけども、教育課程特例校制度から授業時数特例校制度へ移行し、というふうにあるんですけど

も、これが一体中身がどう変わるのかっていうのがもし分かれば教えていただきたい、ということが1つです。変更によって、英語教育の取組みの成果ということが（1）番とその（3）番の下に書かれているんですけども、これはまた維持発展をしていっていただければなというふうに感じました。それと1つは36ページの方にハラスメントですね、教職員の資質向上と職務の徹底というのがあるんですけど、本年度の指示事項の中でハラスメントやこれが職場で相談できる体制を整え、というふうにあるんですけども、近年話題になってますけども、私もまだ耳かじりなんですけども、公益通報者保護法というのが制定されて、これは学校単位ではなくて例えば町単位でのこういう保護法を制定されて従事者が設定されることになっているのかどうか、それとも学校単位なのかということがお聞きできればいいなど。うちでも保護法制定されて制度を作ったんですけども、どうもハラスメントの相談窓口と、それから広域者通報等の窓口が一般の方々にとっても教職員にとってもごちゃごちゃになってしまって、これ違ふよということがなかなか分かっておられないということで、町としてあるのか学校としてあるのか、この違いをどういうふうにお話されてるのかなというのが気になったということと、最後、スポーツの方で、オリンピックもあってアーバンスポーツがもうメジャーなスポーツになってきているんですけども、町としてはeスポーツはというふうにお考えなのかということもお聞きしたいなというふうに思います。以上です。

教育総務課長

前段部分の御質問に対して御答弁させていただきます。通し番号の14ページ、資料でいうと上段6ページの重点目標と、指示事項が（6）のCBT等の注釈、（16ページの重点目標と本年度の指示事項）に関しましては、令和6年の3月の教育委員会議において、こちらは議決をさせていただいている内容となります。従いまして、こちらの方は変更が基本的にはできないものというような認識のもと、後ろのページ、評価のところでの注釈をさせていただいております。それから、長井特任教授からも御指摘いただいて、今、委員がおっしゃったように、番号のリンクに関しましては、こちらが令和5年度ですけども、

令和6年度の方についてはリンクを留意して、重点目標と指示事項の方は番号を記載させていただいておりますので、今後におきましては、その点、十分留意して、実施内容、それから評価、今後の課題というのも一連したリンクになって住民の皆さんが見やすいような形で作成をしていきたいというふうには考えております。以上でございます。

教育推進課参事

続きまして通し番号19ページでございます教育課程特例校制度と授業時数特例校制度についてなんですけれども、こちらは令和4年度まで、小学校1、2年生および中学校は週4時間が学習指導要領に載っております英語の授業数なんです、こちらに上積みをする形で外国語活動が多く上積みさせていただけたということから、みづまるキッズプランの推進等も鑑みまして授業時数特例校制度ということで、小学校において1、2年生の生活科を拡充する、その分で以前特設で積んでおりました方を減らさせていただくと。中学校におきましても、特設の外国語活動を減らすということで、そちらでちょっと英語に関わる実数は少なくなったということで。ただ、それでも今まで積み上げてきたものを大事にしながら英語教育を推進していくということを書かさせていただいております。ただ、確かに御指摘のとおりこの説明がちょっとここに関してはないかな、というところがありますので、また来年以降も含めましてどのような形が一番望ましいかなと考えていきたいなと思っております。

生涯学習課長

それではeスポーツについて御答弁申し上げます。今のところ我々の方から推進させていただいているスポーツ活動というのは、やはり目に見える、体を動かすような形がメインとなっております。eスポーツに関しましては正直なところ現状これを積極的にされてるとか、どこかでそういった集まりがあるというようなお話も今のところまだお聞きしたことがないような状況でございます、今後どういうふうにスポーツの中で取り扱っていくかというのは正直今後の検討かなというふうには考えております。ただ、町内でどのぐらいの方がしておられるのか、というところすらも分かっていないような状況ではございますので、もう少し体育協会とかそういうところだけではなくて、様々な方々がされている可能性がある、なかなか公共の施設でそういうと

ころを作ってしていただくというようなところまで至っていないような状況ではございますので、今後の人口でありますとかどのくらいの方がされているのか、そういったところも見極めながら、町としてスポーツ推進の中にどう絡ませていくかというところは考えていきたいと思っております。以上でございます。

教育推進課長

通し番号の43ページあたりから書かれておりますハラスメントにつきましては、ここでの記述といたしましては学校単位でのハラスメントという認識で書かせていただいております。以上です。

教育委員

通し番号の20ページ、資料の12ページ、オンライン英会話についての1行目のところに書いていただいております。先ほど申し上げたようにオンラインで1対1でしていただいている、あれが子どもたちの様子もとても良かったなというふうに思っているんですけども、見ての感覚であったり、先生方も手応えをおそらく感じておられるのではないかなと思うんですが、何か子どもたちへのアンケートをとっておられたりだとかというのがあるのかなのか、もしないのであれば今年度また新たにアンケートを取っていただいて、次年度の方に盛り込んでいただくとか、そういったことをしていただけたら有り難いなと思っております。

教育推進課参事

まだ途中経過ということで報告しか受けていないんですけども、業者の方がアンケートをとってくれていまして、生徒、教員ともに8割を超える満足率が数々計上されております。もちろんその英語力ということではなくて、今回フィリピンにオフィスがある形式でそのこのオンライン英会話、異文化コミュニケーションということでも非常に大きな成果を得ているというふうに認識をしておりますので、今後中継が上がってまいりますそちらも踏まえて、今後のことを検討してまいりたいと考えております。以上です。

教育委員

通し番号の27ページです。ここの7番のジェンダー平等性の多様性理解のところについての質問なんですけど、ここでは違いを認め合うということとはとても難しいことだとは思いますが、これはどこの教科の方が担当されているのかということをお教えいただきたいのと、それから、もし小学校であれば、多分担任がされているのかなという

ふうに思いますが、そこら辺教員同士のここに関する共通理解というのはどのようにされているのか教えていただきたいです。

教育推進課長

基本的にはジェンダー平等等に関しましては担任が小中学校でも授業をしておるといふふうに聞いております。また、こちらの共通認識としましては、島本町の人権教育研究会の中にジェンダー平等に関して研究をするという専門部会のようなものを立ち上げておまして、そこに小中学校の教員が集まりまして定期的に研究しておりますので、そちらで共通理解がなされておまして、それを各校に持ち帰っていくという形で広めて実践していくというふうになっております。

教育委員

これからちょっと難しいところかなと思っていて、私もここら辺をどう取り扱っていいのか、うちも女子大ですがそうじゃない学生かな、というような学生が入ってきたときに、トイレ問題とかもいろいろなところがあるので、これから難しいところに入るなというふうにちょっと考えていたので。ありがとうございます。

それからもう1つ続けてなんですが、通し番号34ページの長井先生からの御意見のところなんですが、②のところの例えば一番最後のところCBTにどのように取り組まれたのかについても分かりにくいと感じました、というふうに書かれているところ、これは多分書き方の問題かなというふうに思うんですが、ここを受けてどのように改善した記載になるのかを教えていただきたいことと、それから一番最後の④のヤングケアラーの早期発見把握のところなんですが、記載の検討をお願いします、というふうに書かれています。ここもこれを踏まえてどのように書かれるのか教えていただきたいです。

教育推進課参事

まず、CBTについてなんですけれども、通し番号20ページのところにCBT MEXCBTについてということで書かせていただきました。こちらに関しましてもちろん現状も活用というのはされておるんですけれども、今後よりということ、具体的に例えば大阪府が作成いたしましたCAN Doリストを活用しての英語力のアセスメントであったりですとか、実施可能であるということを書かせていただくことで、英検の学校の積極的な活用に繋げていきたいとしております。

教育推進課長

ヤングケアラーの記載についてなんですけども、これは通し番号でいきますと23ページの(6)番、児童生徒支援というところでここにヤングケアラーのことも含めた記載として書かせていただいております。アンケートを各学校で学期に一度実施しております。そこから疑わしい児童生徒がいた場合には各学校でヒアリング等をしているということで書かせていただいております。必要な情報は要対協等でも連携させていただくこともありますが、今のところこの子のはっきりとヤングケアラーだなというところを分かるものがないので、このような記載とさせていただきます。

教育委員

ありがとうございます。先ほどのCBTシステムの大阪府のCAN Doリストなどを活用するというふうに書かれていて、これがまた次のステップなのかなというふうに今聞いて思いました。CAN Doリストというのが何かというのが素人にはちょっと分かりにくいので、こちら辺りも説明とかがあれば住民の方々にも分かりやすいかなというふうに思いましたので、もし次回でも説明書き加える機会がありましたらお願いしたいというふうに思いました。ありがとうございます。

教育委員

今話題になっていることの近くでいきますと、通し番号の22ページです。(5)番のいじめ防止基本方針等に基づいた、というあたりです。もう十分島本町の皆さんが意識をしっかり持っておられることがよく分かっているんですけども、あえてお聞きしたいと思っております。島本町のいじめの認知件数について千人率が令和4年度から令和5年度にかけて大きく数字が上がっております。このことについてどのように捉えておられて、どういうふうに施策をされているのかお聞きできればと思っています。

教育推進課長

このいじめ防止等基本方針を改定しましたことでこれまで上がってこなかったような事案もこちらの方で共有させていただいております。いじめを積極的に認知するということが一定各校と共有できた結果だと思っております。また、これによって見逃していることがない、より丁寧に看取っているというふうに学校がそういう視点を持って取り組んでいるというふうに認識しておりますので、一定教育委員会としては評価すべきことかなと考えております。

